

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和元年6月25日 09時30分ごろ
発生場所	高知県中土佐町上ノ加江漁港東北東方沖 上ノ加江港防波堤灯台から真方位067° 1,400m付近 （概位 北緯33° 17.1′ 東経133° 15.7′）
インシデントの概要	プレジャーボート芳丸は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 芳丸、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	282-19880高知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、漂流中、釣り場を移動しようとしたところ、船外機が始動できなかったため、海上保安庁に118番通報し、来援した船舶によりえい航された。 船長は、本インシデント当時、船外機を停止して漂流し、魚群探知機の電源を入れて釣りを行っていたので、バッテリーが過放電したと本インシデント後に思った。 船長は、本インシデント後、充電量が分かるバッテリーに新替した。
分析	本船は、船外機を停止した状態で魚群探知機を使用し、バッテリーが過放電したことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が船外機を停止した状態で魚群探知機を使用し、バッテリーが過放電したため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 発航前には、バッテリーの電圧、液量等を点検し、適切に充電がされていることを確認すること。 ・ 船外機を停止した状態で電気機器を使用しないことが望ましい。